

○厚生労働省告示第六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第四百四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第一百七号を第二百十号とし、第十二号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 ヒプロメロースカプセル

十四 プランカプセル

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 イソマル水和物